

平成27年度「第1回日向市男女共同参画推進審議会」が開催されました。

男女共同参画推進審議会は、「日向市男女共同参画推進条例」に基づいて設置され、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び重要事項を調査審議する市長の附属機関です。

平成27年度第1回日向市男女共同参画推進審議会が、平成28年3月8日（火）に開催されました。

【第1回日向市男女共同参画推進審議会】

■日時：平成28年3月8日（火）午後1時30分から午後3時

■会場：日向市役所2階 第3委員会室

会 議 録

会議の名称	第1回日向市男女共同参画推進審議会
開催日時	平成28年3月8日（火） 午後1時30分～3時
開催場所	日向市役所2階 第3委員会室
出席者	委員：11名 植田委員、中城委員、塩月委員、沖田委員、片桐委員、中西委員、 切通委員、松村委員、林田委員、黒木委員、橋口委員 事務局：2名
議 題	・「第4次日向市男女共同参画プラン」関連事業平成26年度施策実施状況報告書について ・市民意識調査について ・女性活躍推進法に基づく推進計画について
会議資料の名称 及び内容	「第4次男女共同参画プラン」関連事業平成26年度施策実施状況報告書
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>■開会</p> <p>■会長あいさつ</p> <p>■地域コミュニティ課長あいさつ</p> <p>■議事</p> <p>【議事】「第4次日向市男女共同参画プラン」関連事業平成26年度施策実施状況報告について</p> <p>○会長 「第4次日向市男女共同参画プラン」関連事業平成26年度施策実施状況報告書について、事務局からの説明後、委員の皆さまからの忌憚のないご意見をいただきたい。</p> <p>○事務局 《事務局からの説明》 平成26年度実施事業について、事業実施状況報告書案に基づき、5ページまで説明。</p> <p>○会長 事務局から報告書5ページまでの説明があったが、皆さんから、質問、意見等はないか。</p>	

○会長

4ページの担当課評価について。24年度から25年度に上昇傾向にある中で、チェックポイント1と4の数値が下がっているが、その理由をどのように捉えているのか。また、5ページの体系別の評価も(6)(9)について達成率が若干下がっている。これについても、要因をどう考えているのか。

○事務局

4ページの達成率下降については、その視点での取組みがまだ十分でなかったという認識を持っている。また、5ページの体系別の評価の達成率が下がっているのは、実施ができなかった事業もあり、今後、さらに取組みをすすめていく分野であると考えている。

○会長

自己評価というのは信ぴょう性が問題となるが、各課の評価が控えめとなり、数値が下がったという見方もできる。正しい評価ができていくという判断の目安にもなると思う。

○事務局

評価の件で補足すると、毎年担当者が変わる等、担当者によって厳しめ、あるいは甘めということが生じているきらいもある。担当課としては、評価担当者の目線をあわせるための指導も必要である。

5ページの体系別の達成度が下がっているのは、「推進計画を立てる」というような事業内容の場合、毎年の実施とならないため、実績無しという報告となる場合もあり、数字に影響が出る。そのようなことも下がった要因である。達成度の数値の取り方についても、今後検討が必要だと考えている。

○会長

では、5ページまでの説明に対する質疑は以上とし、引き続き、事務局からの説明に移りたい。

○事務局

《事務局からの説明》

報告書案6ページ以降の説明。プラン体系「重点的に取り組むこと」別にまとめたもの、関連施策・事業の数値目標、総合評価について資料に沿って説明。

○会長

以上で説明が終わったが、委員の皆さんは、様々な組織で活動されていると思うので、それぞれの立場で何かお気づきの点があればご意見をいただきたい。

説明の中でわからなかった点があれば、質問でも構わない。

○委員

報告書は、わかりやすくまとめられているが、参考資料の中で、防災関連の事業160の事業について非該当となっている。これは、事業が達成できたという意味での非該当なのか。

○事務局

達成したから非該当という意味ではない。消防本部では該当しなかった事業ということで非該当という記載となっている。

○委員

前回の審議会で子育て世代、障がい者の参加などの課題があった。平成26年度で計画がし

っかり立てられ、達成したということなのかと思った。

○事務局

前回ご意見をいただいた件は、防災関連の事業158の件だと思うが、平成26年度に避難所における女性への配慮が盛り込まれた。

○会長

非該当の部分について委員への説明がなかったので、その辺りは検討していただきたい。

○委員

「取組むこと6」では、市の男性職員1名が育児休業を取得しているが、その男性職員の取得期間がわかれば教えてほしい。

1週間というような短期なのか、女性と同じように長期なのか。

○事務局

具体的な期間はここで回答できないが、短期か長期かという点、長期での取得にあたる。

○委員

説明を聞きながら、男女共同参画の施策は、少子化対策においても有効な施策だと感じた。報告書の中に、男女共同参画担当部局と商工担当部局との連携が重要であるとの記載があり、そのとおりだと思う。

報告書には、多様な子育て支援に関する有効な施策が掲載されている。これは、市民、女性のみでなく、企業の皆様にも知っておいてもらうと良いのではないかと感じた。

職業安定所では、年間1,600人～1,800人の求職活動の登録者がいる。そのうち、男女比率は45:55で、女性の方が多い。男性と女性では求職活動に差があるが、男性はほとんどがフルタイムを希望。女性は半分がパートタイムを希望。パートタイムを積極的に望む人も一方、やむを得ずパートでないと働けないという人もいる。職安の立場としては、フルタイムでご希望する方にはできる限り希望に沿う形で働いていただきたいと考えている。人口減少社会の到来の中で、自分の能力をいかした働き方をしてほしい。その根幹には、今取組んでいただいている男女共同参画社会の実現にあると考える。

ハローワークとしても、このような市の支援策を知っていく必要がある。また、市の支援策を企業に対してさらに周知していただきたい。

また、女性の登用について教えていただきたい点がある。係長職以上での女性の割合が示されているが、最終的には管理職に占める女性の登用数が課題となる。市の管理職の登用はどの程度なのか。

○事務局

資料の「男女共同参画マップ」の4ページをごらんいただきたい。宮崎県内の市町村の管理職に占める女性の割合が掲載されている。日向市は、5.0%という数値となっており、人数としては60人中3人が女性。

5ページには全国的なデータが掲載されているが、宮崎県は全国的に低い水準にある。

○事務局

企業との連携について。女性活躍推進法の行動計画については、301人以下は必須、300人以下の中小企業の行動計画策定は努力義務となっている。今後、地域コミュニティ課では、推進計画の策定をすすめていくことになる。推進計画を立て、商工港湾課と連携して企業の環境整備について取り組む予定である。

○会長

後ほど、女性活躍推進法に関する議事があるので、詳細の説明はそちらでもお願いしたい。

○会長

「第4次日向市男女共同参画プラン」関連事業平成26年度施策実施状況報告書については、特に大きな問題もなく、次年度に向けての検討もされている。

報告書案について、男女共同参画推進審議会として承認するかどうかを伺いたい。

○委員

承認する。

○会長

報告書案は、承認された。

【議事】市民意識調査について

○会長

次に、市民意識調査について事務局から説明をお願いしたい。

○事務局

《市民意識調査について、調査結果概要に沿って説明》

第4次プランについては、計画期間が平成24年度～28年度となっており、平成28年度に平成29年度以降の計画を策定する。策定にあたって、男女共同参画に関する市民の意識の変化を把握するため、平成27年度に市民意識調査を実施した。

アンケート調査の結果及び分析の報告については、平成28年度の第1回審議会でお示ししたい。

本日は、市民意識調査結果を平成28年度プラン策定に反映させていくことについて、委員の皆様の了承を得たい。

○会長

意識調査の結果を反映させることについていかがか。

○委員

了承する。

【議事】女性活躍推進法に基づく推進計画について

○事務局

《女性活躍推進法に基づく推進計画の概要について説明》

本日は、市としての策定の方向性を説明して、承認を得たい。

日向市では平成28年度の男女共同参画プラン見直しにあわせて一体的に策定する方向で考えている。301人以上の労働者を雇用する事業所は策定が義務づけられているが、300人以下の事業者は努力義務となっている。

男女共同参画プランと一体的に策定することについて、ご意見をいただきたい。

○会長

説明によると、女性活躍推進法に基づく行動計画は、300人以下の企業は努力義務となっており、市内事業所のほとんどが300人以下である。

市としては、男女共同参画プランに盛り込むというのだが、盛り込んだとしても努力義務で終

わってしまうのではないかと思うが、どのようにお考えか。

男女共同参画プランに盛り込むことで、強制力を持つようになるのか。

○事務局

努力義務ということは動かない。男女共同参画プランの中の一項目として「女性活躍推進法に基づく推進計画」を盛り込むことになる。計画を定めた後、企業に出向き、女性の登用や環境整備の推進をしていくことになる。

○会長

女性活躍推進法自体は、市のどこかの部署が推進するものなのか。それとも、県や国が推進するものなのか。

○事務局

国としては、厚生労働省が企業に対する行動計画策定の推進を行なっている。市町村の推進計画については、内閣府男女共同参画局が所管しており、各市の男女共同参画担当課に計画策定するように働きかけがなされている。

○会長

国が企業に入って行って解決すべき問題という感じもする。自治体任せになっているのではないかという気がする。

○事務局

厚生労働省が、企業に対する説明会を実施している。

300人以下の企業の行動計画は、努力義務と法で定められている。推進計画自体も努力義務だが、日向市としては、プランに盛り込み、市内の300人以下の企業に環境整備の推進を行なう予定である。

○事務局

行動計画を策定することは、企業にとって優秀な人材を確保することにもつながるので、企業側にもメリットがある。

○事務局

企業PRとして、行動計画を策定している中小企業は安心できる、という理解がされることになる。

○会長

事務局から、男女共同参画プランと一体となって策定する方向性が示されたが、皆さんから何か質疑があるか。

ないようなので、審議会です承ということによろしいか。

○委員

了承する。

■閉会